

| | |
|--------------------|---|
| 【表紙】 | |
| 【提出書類】 | 変更報告書No.3 |
| 【根拠条文】 | 法第27条の25第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【氏名又は名称】 | 弁護士 伊藤 哲哉 |
| 【住所又は本店所在地】 | 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 |
| 【報告義務発生日】 | 2026年5月15日 |
| 【提出日】 | 2026年5月22日 |
| 【提出者及び共同保有者の総数(名)】 | 1 |
| 【提出形態】 | その他 |
| 【変更報告書提出事由】 | 保有目的の変更、株券等に関する担保契約等重要な契約の締結 |

第1【発行者に関する事項】

| | |
|-----------|----------------|
| 発行者の名称 | 株式会社RISE |
| 証券コード | 8836 |
| 上場・店頭の別 | 上場 |
| 上場金融商品取引所 | 東京証券取引所 スタンダード |

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

| | |
|------------|---------------------------------|
| 個人・法人の別 | 法人（合同会社） |
| 氏名又は名称 | ヨウテイホールディングス合同会社 |
| 住所又は本店所在地 | 東京都港区西新橋一丁目1番1号 EPコンサルティングサービス内 |
| 旧氏名又は名称 | |
| 旧住所又は本店所在地 | |

【個人の場合】

| | |
|-------|--|
| 生年月日 | |
| 職業 | |
| 勤務先名称 | |
| 勤務先住所 | |

【法人の場合】

| | |
|-------|----------------------------------|
| 設立年月日 | 2015年2月13日 |
| 代表者氏名 | ヨウテイ一般社団法人（職務執行者 滝澤 和政） |
| 代表者役職 | 業務執行社員 |
| 事業内容 | 金銭債権、有価証券その他の投資用資産の取得、保有、管理及び処分等 |

【事務上の連絡先】

| | |
|---------------|--|
| 事務上の連絡先及び担当者名 | 〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 伊藤 哲哉 |
| 電話番号 | 03(6775)1000 |

(2)【保有目的】

| |
|--|
| <p>支配権の取得及び状況に応じて重要提案行為等を行うこと 但し、後記「(6)当該株券等に関する担保契約等重要な契約」のとおり、提出者は、2026年5月15日付で、JTMホールディングス株式会社（以下「公開買付者」という。）との間で応募契約（以下「本応募契約」という。）を締結し、公開買付者が同月18日に開始する発行者の普通株式及びA種優先株式（以下総称して「発行者株式」という。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」という。）に際し、提出者が保有する発行者株式（普通株式48,966,772株及びA種優先株式6,244,307株）の全て（以下「本応募合意株式」という。）を一定の条件のもとに応募すること等について合意している。</p> |
|--|

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

| | 法第27条の23 第3項本文 | 法第27条の23 第3項第1号 | 法第27条の23 第3項第2号 | 法第27条の23 第3項第3号 |
|---|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 株券又は投資証券等(株・口) | 55,211,079 | | | |
| 新株予約権証券又は新投資口 予約権証券等(株・口) | A | - | H | O |
| 新株予約権付社債券(株) | B | - | I | P |
| 対象有価証券カバードワラント | C | | J | Q |
| 株券預託証券 | | | | |
| 株券関連預託証券 | D | | K | R |
| 株券信託受益証券 | | | | |
| 株券関連信託受益証券 | E | | L | S |
| 対象有価証券償還社債 | F | | M | T |
| 他社株等転換株券 | G | | N | U |
| 合計(株・口) | V 55,211,079 | W | X | Y |
| 信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数 | Z | | | |
| 共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数 | AA | | | |
| 保有株券等の数(総数) (V+W+X+Y-Z-AA) | AB | | | 55,211,079 |
| 株券、株券預託証券及び株券 信託受益証券のうち保有潜在 株券等の数に加算すべきもの の数 | AC | | | |
| 保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC) | | | | |

(注) 上記「保有株券等の数(総数)」には、A種優先株式6,244,307株が含まれる。

【株券等保有割合】

| | | |
|---|----|-------------|
| 発行済株式等総数(株・口) (2026年5月15日現在) | AD | 102,257,584 |
| 提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の 数 | AE | |
| 保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡 請求権等の権利が存在するものとして控除 する潜在株券等の数 | AF | |

| | |
|---|-------|
| 上記提出者の株券等保有割合（％） （AB / (AD+AE-AF) × 100） | 53.99 |
| 直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％） | 53.99 |

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

| 年月日 | 株券等の種類 | 数量 | 割合 | 市場内外取引の別 | 取得又は処分の別 | 単価 |
|-----|--------|----|----|----------|----------|----|
| | | | | | | |

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

| |
|--|
| <p>1. 提出者は、株券を、匿名組合契約に基づいて匿名組合の営業者として保有している。</p> <p>2. 提出者は、2026年5月15日付で公開買付者との間で本応募契約を締結し、以下の内容について合意している。</p> <p>（ア）提出者は、本応募契約に定めた本公開買付けへの応募に係る前提条件が全て充足し又は放棄されることを条件に、その所有する本応募合意株式の全てを応募（以下「本応募」という。）すること。但し、提出者は、（ ）発行者が本公開買付けに賛同しない旨（留保を含む。）の取締役会決議を行った場合、又は、（ ）発行者が本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議を行ったが、当該取締役会決議を変更（留保を含む。）若しくは撤回した場合には、本応募を行わず、また、本応募がなされている場合には、本応募を撤回すること。</p> <p>（イ）提出者は、本応募契約の締結日以降、本公開買付けに係る決済開始日（以下「本決済開始日」という。）までの間、本応募を除き、（ ）発行者の普通株式の取得、及び、（ ）発行者株式の全部若しくは一部の譲渡、移転、承継、貸付け、担保提供その他の処分又はこれらを行う旨の合意を行わないこと。</p> <p>（ウ）提出者は、本応募契約の締結日以降、本決済開始日までの間、直接又は間接を問わず、（ ）公開買付者以外の者との間で、本公開買付けを含む一連の取引と実質的に競合、矛盾若しくは抵触し、若しくは本公開買付けによる本応募合意株式の取得を困難にするおそれのある一切の取引（以下「抵触取引」という。）又は抵触取引に関連する合意を行ってはならず、また、（ ）公開買付者以外の者に対し、抵触取引に関連して発行者グループに関する情報その他の情報を提供してはならず、かつ、（ ）抵触取引の申込み若しくは申込みの勧誘又は抵触取引に関するいかなる協議若しくは交渉も行ってはならないこと。提出者は、本応募契約の締結日以降、本決済開始日までの間、第三者から抵触取引に係る提案を受け、又はかかる提案が存在することを知った場合、直ちに、公開買付者に対し、その旨及び当該提案の内容を通知し、当該提案に係る対応につき、誠実に協議すること。</p> <p>（エ）提出者は、本応募契約の締結日以降、本決済開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾を得ることなく、本決済開始日より前の日を権利行使の基準日とする発行者の株主総会（種類株主総会を含む。以下同じ。）の招集を請求せず、かつ、当該株主総会において、本応募合意株式について、議決権、議題提案権、議案提案権その他の株主権を行使しないこと。また、提出者は、本応募契約の締結日以降、本決済開始日までの間に、発行者において本決済開始日より前の日を権利行使の基準日とする株主総会が開催される場合、当該株主総会における本応募合意株式に係る議決権その他の権利行使について、公開買付者の選択に従い、（ ）公開買付者若しくは公開買付者が指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は（ ）公開買付者の指示に従って当該権利を行使すること。</p> <p>（オ）本応募合意株式の全てを本公開買付けで売却できなかった場合であって、提出者から依頼があった場合には、公開買付者は、自ら又は発行者をして、提出者が所有する残りの発行者の普通株式の取得その他の取扱いについて、協議に応じること。</p> |
|--|

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

| | |
|----------------|--|
| 自己資金額（AG）（千円） | |
| 借入金額計（AH）（千円） | |
| その他金額計（AI）（千円） | 550,000 |
| 上記（AI）の内訳 | 匿名組合契約に基づく出資金によりA種優先株式18,486,000株を取得 上記のうちA種優先株式12,241,693株についての転換請求により普通株式 48,966,772株を取得 |

| | |
|----------------------|---------|
| 取得資金合計（千円）（AG+AH+AI） | 550,000 |
|----------------------|---------|

【借入金の内訳】

| 名称（支店名） | 業種 | 代表者氏名 | 所在地 | 借入 目的 | 金額 （千円） |
|---------|----|-------|-----|----------|------------|
| | | | | | |

【借入先の名称等】

| 名称（支店名） | 代表者氏名 | 所在地 |
|---------|-------|-----|
| | | |